

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 抄 1

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） 抄 1

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 抄

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 （略）

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四 若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に一・七一四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 〃 4 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） 抄

（俸給の特別調整額）

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別（別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。）、「俸給表及び職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあってはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあってはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。別表第四において同じ。）の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額（再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

3 自衛官の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額合計額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者

に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

4 職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合には、俸給の特別調整額は、支給しない。ただし、その勤務しなかつたことが次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休暇を与えられた場合

5 派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員（以下「交流派遣職員」という。）に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業（同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）の業務を公務とみなす。

（給与年額相当額）

第二十四条（略）

一 その者が退職の日において受けていた俸給月額（第二十一条第二号に掲げる者にあつては、当該昇任前の俸給月額）について、その者が退職の日の翌日以後退職の翌年の末日までの期間において良好な成績で勤務していたものとして法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用したと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき俸給月額の合計額

二 その者が退職の日において扶養していた扶養親族（一般職給与法第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。）のうち、満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至つた子、孫又は弟妹については当該三月三十一日まで、死亡した者については当該死亡した月まで、その他の扶養親族については退職の翌年までそれぞれ扶養親族であつたと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき当該扶養親族に係る扶養手当の月額の合計額

三 退職の日の前日において陸曹長等、海曹長等又は空曹長等であつた若年定年退職者にあつては、退職の翌年においても陸曹長等、海曹長等又は空曹長等であつて、かつ、法第十八条第一項に規定する場合に該当したと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき営外手当の月額の合計額

四 退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ前三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給、扶養手当及び営外手当の月額を合計した額（その者が退職の日の前日において第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び前号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額の合計額に同条第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）を計算の基礎として、一般職給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合が百分の百であると仮定し、かつ、退職の日の前日における階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である者にあつては、法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員に該当しないものと仮定した場合において、その者が

退職の翌年に受けるべき期末手当の額の合計額
五 (略)

別表第四(第八条の三関係)

種別	俸給表	職務の級又は階級		俸給の特別調整額	
		再任用職員以外の職員	再任用職員	再任用職員以外の職員	再任用職員
一種	行政職俸給表(一)	十級	一三九、三〇〇円	一三三、六〇〇円	
		九級	一三〇、三〇〇円	一二二、九〇〇円	
		八級	一一六、五〇〇円	九九、八〇〇円	
		七級	一〇二、三〇〇円	八八、五〇〇円	
		六級	八八、五〇〇円	七二、九〇〇円	
		五級	七四、三〇〇円	五九、一〇〇円	
		四級	六〇、一〇〇円	四七、三〇〇円	
		陸将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円	
		海将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円	
		空将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円	
	医療職俸給表(一)	五級	一四六、四〇〇円	一四〇、九〇〇円	
		四級	一三七、七〇〇円	一一五、九〇〇円	
		自衛官俸給表	陸将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円
			海将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円
			空将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円
		教育職俸給表(一)	九級	一〇四、二〇〇円	九〇、三〇〇円
			八級	九四、〇〇〇円	七九、八〇〇円
			七級	八八、五〇〇円	七二、九〇〇円
			四級	一〇六、九〇〇円	八一、八〇〇円
行政職俸給表(二)	九級		一〇四、二〇〇円	九〇、三〇〇円	
	八級		九四、〇〇〇円	七九、八〇〇円	
	七級		八八、五〇〇円	七二、九〇〇円	
	六級		八八、五〇〇円	七二、九〇〇円	
	五級		七四、三〇〇円	五九、一〇〇円	
	四級	六〇、一〇〇円	四七、三〇〇円		
	陸将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円		
	海将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円		
	空将補(二)	五九、一〇〇円	五一、八〇〇円		
	一等陸佐(一)	五四、三〇〇円	四七、三〇〇円		
一等海佐(一)	五四、三〇〇円	四七、三〇〇円			
一等空佐(一)	五四、三〇〇円	四七、三〇〇円			
一等陸佐(二)	五一、五〇〇円	四五、七〇〇円			
一等海佐(二)	五一、五〇〇円	四五、七〇〇円			
一等空佐(二)	五一、五〇〇円	四五、七〇〇円			

		三種			
研究職俸給表	五級	一〇三、四〇〇円	七八、七〇〇円	研究職俸給表(一)	四級
医療職俸給表(一)	三級	一一〇、一〇〇円	九二、七〇〇円	医療職俸給表(一)	三級
医療職俸給表(二)	八級	一〇二、八〇〇円	七八、一〇〇円	医療職俸給表(二)	八級
医療職俸給表(三)	七級	九六、八〇〇円	八七、三〇〇円	医療職俸給表(三)	七級
自衛官俸給表	陸将補(二)	八八、三〇〇円	七五、八〇〇円	自衛官俸給表	陸将補(二)
	海将補(二)	三五、四〇〇円	三一、一〇〇円		海将補(二)
	空将補(二)		三一、一〇〇円		空将補(二)
	一等陸佐(一)	三三、三〇〇円	二八、四〇〇円		一等陸佐(一)
	一等海佐(一)				一等海佐(一)
	一等空佐(一)				一等空佐(一)
	一等陸佐(二)	三一、七〇〇円	二七、四〇〇円		一等陸佐(二)
	一等海佐(二)				一等海佐(二)
	一等空佐(二)				一等空佐(二)
	一等陸佐(三)	二九、九〇〇円	二四、一〇〇円		一等陸佐(三)
	一等海佐(三)				一等海佐(三)
	一等空佐(三)				一等空佐(三)
自衛隊教官俸給表	二級	七五、八〇〇円	五九、二〇〇円	自衛隊教官俸給表	二級
行政職俸給表(一)	八級	八二、二〇〇円	六九、八〇〇円	行政職俸給表(一)	八級
	七級	七七、四〇〇円	六三、八〇〇円		七級
	六級	七二、七〇〇円	五六、二〇〇円		六級
教育職俸給表(一)	四級	九三、五〇〇円	七一、六〇〇円	教育職俸給表(一)	四級
研究職俸給表	五級	九〇、五〇〇円	六八、八〇〇円	研究職俸給表	五級
医療職俸給表(一)	四級	七八、四〇〇円	五八、三〇〇円	医療職俸給表(一)	四級
医療職俸給表(二)	三級	八九、九〇〇円	八一、一〇〇円	医療職俸給表(二)	三級
医療職俸給表(三)	八級	八四、七〇〇円	七六、四〇〇円	医療職俸給表(三)	八級

四種																										
研究職俸給表				教育職俸給表(一)			教育職俸給表(二)			行政職俸給表(一)			自衛隊教官俸給表			自衛官俸給表			医療職俸給表(三)							
四級	五級	二級	三級	四級	四級	五級	六級	七級	一級	二等空佐	二等海佐	二等陸佐	一等空佐(三)	一等海佐(三)	一等陸佐(三)	一等空佐(二)	一等海佐(二)	一等陸佐(二)	一等空佐(一)	一等海佐(一)	一等陸佐(一)	五級	六級	五級	六級	七級
六七、二〇〇円	七七、六〇〇円	六四、一〇〇円	六六、三〇〇円	八〇、二〇〇円	五五、五〇〇円	五九、五〇〇円	六二、三〇〇円	六六、四〇〇円	六二、六〇〇円	一五、八〇〇円					一六、五〇〇円						一八、三〇〇円	六九、一〇〇円	七五、八〇〇円	六八、七〇〇円	七二、七〇〇円	七六、七〇〇円
四九、九〇〇円	五九、〇〇〇円	四四、八〇〇円	四七、六〇〇円	六一、四〇〇円	四一、九〇〇円	四四、三〇〇円	四八、二〇〇円	五四、七〇〇円	四一、九〇〇円	一一、九〇〇円					一三、二〇〇円						一五、六〇〇円	五一、五〇〇円	五八、二〇〇円	五〇、三〇〇円	五七、六〇〇円	六五、三〇〇円

<p>備考</p> <p>一 この表において「再任用職員」とは、自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>二 第八条の三第一項に規定する官職を占める職員であつて、この表の第一欄及び第二欄の区分のうちその者の占める官職の俸給の特別調整額に係る種別及びその者に適用される俸給表の区分に応じた第三欄の職務の級又は階級の区分にその者の属する職務の級又は階級の定めがないものに支給する俸給の特別調整額は、この表の規定にかかわらず、その者の占める官職の俸給の特別調整額に係る種別、その者に適用される俸給表及びその者の属する職務の級又は階級を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。</p>	五種																				
	医療職俸給表(一)	教育職俸給表(一)	行政職俸給表(一)	医療職俸給表(一)			自衛官俸給表			医療職俸給表(二)		医療職俸給表(三)		医療職俸給表(一)							
	二級	四級	四級	五級	六級	三等空佐	三等陸佐	三等海佐	二等空佐	二等海佐	二等陸佐	一等陸佐(三)	一等海佐(三)	一等空佐(三)	四級	五級	五級	二級	三級	四級	三級
	五九、七〇〇円	六六、八〇〇円	四六、三〇〇円	四九、六〇〇円	五一、九〇〇円		五、七〇〇円			六、二〇〇円			六、五〇〇円	五三、七〇〇円	五九、二〇〇円	五八、九〇〇円	七一、六〇〇円	七七、一〇〇円	八二、六〇〇円	六〇、九〇〇円	
	四二、〇〇〇円	五一、一〇〇円	三四、九〇〇円	三六、九〇〇円	四〇、一〇〇円		四、四〇〇円			四、七〇〇円			五、二〇〇円	四一、六〇〇円	四四、二〇〇円	四三、一〇〇円	五〇、四〇〇円	五八、六〇〇円	六九、六〇〇円	四三、三〇〇円	